

1. 件名：三菱原子燃料（株）の使用前検査及び使用前事業者検査の日程等に係る面談

2. 日時：令和3年10月25日（月）10時30分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

杉本安全規制管理官（専門検査担当）、大東首席原子力専門検査官、

早川上席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

館内主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、小野原子力専門検査官

三菱原子燃料（株）

東海工場長 他7名

5. 要旨

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）より、使用前検査・使用前確認工程等について、資料に基づき以下の説明があった。

・根本原因究明（更なる組織要因分析）は11月9日までに終了を予定している。また、不適合処置、事業者検査として実施する3号検査は11月5日までに終了を予定している。については、今週は不適合の処置済の状況、3号検査の状況を確認しつつ、11月9日の週に不適合処置を含めた3号検査についての最終確認をお願いしたい。

・使用前事業者検査の記録についても、今週も順次確認頂きたい。

・性能検査を11月17日に予定している。については、11月18日、19日に、全ての使用前事業者検査を終えていること、工事が第5次設工認～第7次設工認のとおりであること及び技術基準への適合していることの確認をしていただきたい。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

・不適合について同様の事案が確認される状況が続いており、是正処置等が適切に実施されているか疑問である。是正処置等としては同様の事象が想定され既に検査が実施された事案についても適切に実施されていることの確認が必要である。

・11月17日までは使用前事業者検査の工程になるが、11月18日、19日に予定している記録検査は当庁主体で実施する工程であり、実施内容によっては2日間で終了しないことも考えられるので承知頂きたい。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料1：使用前検査_使用前確認 検査工程（見直し案）

資料2：使用前検査・使用前確認スケジュール

以 上